**№３**

**個人情報保護条例に関する同意書**

令和　　年　　月　　日

恩納村水道事業管理者　殿

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　印

　私は、給水装置工事申請書及び設計書に記載されている事項に関し、恩納村個人情報保護条例第11条第2項第4号に規定する同意について、提供先を定めるとともに、目的を超えない範囲での外部提供に同意します。

　なお、提供先は「給水装置工事申請地の各公民館」及び「恩納村水道事業が口座を有する県内金融機関」とする。

　提供情報

（１）申請者の住所、氏名及び電話番号

（２）申請者の水道番号及び量水器番号

（３）申請者の水道使用水量及び水道料金

恩納村個人情報保護条例第11条第2項第4号（抜粋）

（利用及び提供の制限）

第11条　実施機関は、個人情報を第８条第１号第２号に規定する利用の目的の範囲を超えて利用（以下「目的外利用」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

1. 目的外利用することについて法令に定めがある場合
2. 出版、報道その他これらに類するものにより、公知性が生じた個人情報である場合
3. 人の生命、身体、健康その他生活上重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由がある場合。
4. 目的外利用することについて本人の同意がある場合
5. 実施機関が職務執行上特に必要があると認める場合

２　実施機関は、個人情報を第８条第１項第２号に規定する利用の目的の範囲を超えて、実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

1. 外部提供することについて、法令に定めがある場合
2. 出版、報道その他これらに類するものにより、公知性が生じた個人情報である場合
3. 人の生命、身体、健康その他生活上の重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由がある場合
4. 外部提供することについて本人の同意がある場合